

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）及び地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（以下「基準に関する要綱」という。）に定めるもののほか、「地域活動協議会」に対する補助金（以下「本件補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 すべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指し、おおむね小学校区の範囲（以下「校区等地域」という。）を基本に設置される地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業、個人等（以下「各種団体等」という。）で構成され、大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱による認定を受けた「地域活動協議会」が実施する、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等を目的として取り組まれる事業で、市民に成果の公表ができる具体的な事業計画のあるものに対し、本件補助金を交付することにより、市行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 本件補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「地域活動協議会」が行う次の事業とする。

- (1) 防災・防犯に関する事業
- (2) 子ども・青少年に関する事業
- (3) 福祉・健康に関する事業
- (4) 環境美化に関する事業
- (5) 文化・スポーツに関する事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 本市の他の補助金を受けている事業、又は補助対象となる事業（ただし、別事業とみなしうる場合はこの限りでない。）
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 構成団体の運営費、構成員の互助共済のみを目的とする事業
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職を言う。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

3 第1項に係る本件補助金は、活動費補助金及び運営費補助金とし、その交付額は、区長が毎年度予算の範囲内において校区等地域ごとに設定する金額以内の額とする。

4 活動費補助金及び運営費補助金の補助の対象となる経費は、補助事業のうち、別表1に定める経費とする。

(活動費補助金)

第4条 活動費補助金は、「地域活動協議会」の下で行われる市民活動に要する経費に対する補助金とする。

2 区長は、毎年度校区等地域ごとに当該校区等地域における市民活動団体の活動対象となっていない分野を補完する観点から、第3条第1項に規定する事業のうちから、区の特性や当該校区等地域の実情に即して別表2のとおり「地域活動協議会」が担うべき分野の事業を指定するものとする。

3 活動費補助金は、「地域活動協議会」の下で行われる市民活動のうち、補助の対象とすべき市民活動が、区長が前項の規定により指定した分野の事業全てにわたるものであるときに限り、交付を決定することができる。ただし、自然災害や新型インフルエンザ等の感染拡大などの理由により、指定分野の一部を実施できないと区長が認める場合はこの限りではない。

4 活動費補助金の交付額は、交付の対象とする経費の額以内の額とする。

(運営費補助金)

第5条 運営費補助金は、活動費補助金を交付した「地域活動協議会」の運営に要する経費に対する補助金とする。

2 運営費補助金の交付の対象とする経費は、会議の開催、会計処理その他の「地域活動協議会」の運営に必要な物件費及び人件費とする。

3 運営費補助金の交付額は、次の各号に掲げる活動費補助金の交付額の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。ただし、自然災害や新型インフルエンザ等の感染拡大などの理由により、活動の全部又は一部を実施できないと区長が認める場合は、当該各号の定めによらず地域活動協議会の運営の維持に必要な経費に限りこれを認めることができる。

(1) 活動費補助金の交付額が2,000,000円以上である場合 活動費補助金の交付額に100分の25を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 活動費補助金の交付額が1,000,000円以上2,000,000円未満である場合 500,000円

(3) 活動費補助金の交付額が1,000,000円未満である場合 活動費補助金の交付額に100分の50を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(交付申請)

第6条 本件補助金の交付を受けようとする者は、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 当該年度事業計画書・同予算書
- (4) 前年度事業報告書・同決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 本件補助金の交付を受けようとする者は、申請書(前項に規定する書類を含む。)の提出に代えて、地域活動協議会補助金申請システム(地域活動協議会補助金申請システムの運用等に関する要綱第1条に規定する地域活動協議会補助金申請システムをいう。以下同じ。)を使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、

本件補助金の交付を申請することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、本件補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、本件補助金を交付すべきものと認めたときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付決定通知書(様式第2号)により本件補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査等の結果、本件補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金不交付決定通知書(様式第3号)により本件補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、本件補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る本件補助金の交付の決定又は本件補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第8条 本件補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付申請取下書(様式第4号)（以下「申請取下書」という。）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 本件補助金の交付の申請を取り下げようとする者は、申請取下書の提出に代えて、地域活動協議会補助金申請システムを使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、本件補助金の交付の申請の取下げを行うことができる。
- 3 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(請書の提出)

第9条 本件補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長に対し「請書」を提出しなければならない。

(交付の時期等)

第10条 市長は、本件補助金の交付対象となる事業の完了前に、その全部又は一部を概算払いできるものとする。

- 2 補助事業者は、第7条第1項に基づき決定された交付額の範囲内で、市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払いの必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る本件補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。以下第3項において同じ。）をしようとするときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認申請書(様式第5号)（以下「変更申請書」という。）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認申請書(様式第7号)（以下「中止等申請書」という。）を、第7条第1項に基づき決定された交付額の範囲内で補助事業の追加をしようとするときは、大阪市西成

区「地域活動協議会」補助金事業追加承認申請書(様式第9号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。
 - ① 事業開催日及び開催場所の変更
 - ② 活動費及び運営費補助事業内での予算流用
- 3 補助事業の内容等の変更又は中止若しくは廃止をしようとする補助事業者は、変更申請書又は中止等申請書の提出に代えて、地域活動協議会補助金申請システムを使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、補助事業の内容等の変更又は中止若しくは廃止を申請することができる。
- 4 市長は、第1項又は第3項の規定による申請があったときは、これらの申請に係る審査その他必要に応じて現地調査等を行い、補助事業変更が適当と認める場合は大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認決定通知書(様式第6号)により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認決定通知書(様式第8号)により、補助事業の追加が適当と認める場合は大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事業追加承認決定通知書(様式第10号)によりそれぞれその旨を補助事業者に通知する。
- 5 市長は、前項の調査の結果、補助事業変更が不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更不承認決定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第12条 市長は、本件補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、本件補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、本件補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、本件補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
 - 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による本件補助金の交付について準用する。
 - 5 補助事業者は、第2項の規定による通知を受けたとき、取消し又は変更後の交付額が既に交付を受けた交付額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支出した交付額との差額を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。
 - 6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による本件補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

(補助事業等の適正な遂行)

- 第13条 補助事業者は、本件補助金を他の用途に使用してはならない。

(立入検査等)

- 第14条 市長は、本件補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、

補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金実績報告書（様式第 13 号）（以下「実績報告書」という。）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 本件補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の実績・効果（補助事業の効果が検証できるもの）
- (4) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

　　人件費の場合は、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿

- (5) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等

3 補助事業者は、実績報告書（前項に規定する書類を含む。）の提出に代えて、地域活動協議会補助金申請システムを使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、補助事業等の成果を報告することができる。

(交付額の確定等)

第 16 条 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が本件補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付額を確定し、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金額確定通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第 17 条 補助事業者は、前条の規定による交付額の確定により、あらかじめ提出した補助金実績報告書（様式第 13 号）の当該事業の補助予定金額と相違がある場合は、速やかに、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金精算書（様式第 15 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあっては、概算払いによる交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する精算書に代えて、地域活動協議会補助金申請システムを使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、精算内容を提出することができる。

3 補助事業者は、精算書（前項の規定により提出された精算内容を含む。以下この条において同じ。）を当該補助事業の完了後 20 日以内に市長に提出しなければならない。

4 前条の規定による交付額の確定により、あらかじめ提出した実績報告書（様式第 13 号）（第 15 条第 3 項の規定による報告に添付したものと含む。以下この条において同じ。）の当該事業の補助予定金額と相違がない場合は、同様式の当該事業の補助予定金額との差額を表記して提出することをもって、精算書を提出したものとみなす。

5 市長は、精算書又は前項の実績報告書に添付された収支決算書の内容を精査し、

精算により剰余が生じていると認める場合には、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金戻入通知書（様式第16号）により補助事業者あて通知しなければならない。

6 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

（決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本件補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本件補助金を他の用途に使用したり、不適切な会計処理を行ったとき
 - (2) 本件補助金の交付決定に付した条件その他法令等、又はこれに基づく市長の处分に違反したとき
 - (3) 法令又は公序良俗に反する活動を行ったとき
 - (4) 大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱第5条第1項の認定が取り消されたとき
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消をした場合は速やかにその旨の理由を付して大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、本件補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに本件補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

（加算金及び延滞金）

第20条 補助事業者は、前項の規定により本件補助金の返還を求められたときは、その請求に係る本件補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者が本件補助金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

（関係書類の整備）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第16条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第22条 市長は、補助事業にかかる事業計画書及び收支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者も本件補助金による事業の成果を役員会等で報告するとともに、各種団体等の掲示板、回覧、機関紙等を活用して地域住民に公表し、本件補助金の使途への理解を深めるよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱により認定を受けている「地域活動協議会」に対して交付する平成 25 年度の補助金に係る第 4 条第 4 項及び第 5 条第 3 項の規定の適用については、第 4 条第 4 項中「額に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「額」とし、第 5 条第 3 項中「交付額に 100 分の 25」とあるのは「交付の対象とする経費の額に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に 100 分の 30」とする。
- 3 平成 25 年度の補助金（前項に規定する補助金を除く。）に係る第 4 条第 4 項及び第 5 条第 3 項の規定の適用については、第 4 条第 4 項中「額に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「額」とし、第 5 条第 3 項中「交付額に」とあるのは「交付の対象とする経費の額に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に」とする。

4 平成 25 年 4 月・5 月・6 月に実施予定の事業に係る補助金の交付申請については、第 6 条第 1 項の規定によらず平成 25 年 6 月 1 日までとする。

5 第 6 条第 2 項第 4 号の書類については、「地域活動協議会」を形成した年度の翌年度の申請以降に添付することとする。

附則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現になされている補助金交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、改正前の大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱については、平成 25 年度の補助金に係るものに限り、その効力を有する。

附則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現になされている補助金交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

附則

1 この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この改正は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

2 改正後の当該交付要綱第 4 条第 3 項及び同条第 4 項並びに第 5 条第 3 項の規定は、令和 3 年度以降の活動費補助金及び運営費補助金について適用する。

附則

1 この改正は、令和 5 年 2 月 21 日から施行する。

2 令和 4 年度に限り、世界規模の物価高騰による地域活動協議会の光熱費負担を軽減するため、地域活動協議会の運営の維持に必要な電気・ガス代については、本要綱第 5 条第 3 項各号の定めによらず、運営費補助金の交付を認めることができる。

附則

1 この改正は、令和 6 年 2 月 21 日から施行する。

2 改正後の大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 6 条第 4 項の規定及び別表 1、様式の別紙については、令和 6 年度以降の補助金について適用し、令和 5 年度までの補助金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和6年11月18日から施行する。
- 2 改正後の大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第6条第3項、第8条第2項、第11条第3項及び第4項、第15条第3項、第16条並びに第17条第2項、第3項及び第4項の規定は、令和7年度以降の活動費補助金及び運営費補助金にかかる申請について適用する。

附則

- 1 この改正は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 改正後の大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第6条第1項大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付申請書（様式第1号）、様式の別紙1から別紙3については、令和8年度以降の補助金について適用し、令和7年度までの補助金については、なお従前の例による。

別表1（第3条第4項関係）

(活動費補助金費目)

1 報償費	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の講師やスポーツ大会の審判等の謝礼金 ※大阪市の「講師に係る謝礼金の取扱基準」を準用し、これを超える部分は補助の対象外
2 食糧費	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施にかかる必要最小限の食事代（食事時間を拘束するスタッフ分） ※800円／人を超える部分は補助の対象外 事業に直接関係のある会議用の飲み物代、熱中症・脱水症対策及び防寒対策用の飲み物代 ※アルコール類、喫茶店の出前等は補助の対象外
3 委託料	<ul style="list-style-type: none"> 会場設営やアトラクション等、事業実施にかかる委託経費 ※事業の全部を委託する場合は補助の対象外 空調や消防設備の点検費用等
4 備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業で使用する、又は複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められるもの（50,000円以上） 書籍（雑誌、定期刊行物等を除く5,000円以上の図書）等購入経費
5 公課費	<ul style="list-style-type: none"> 青色防犯パトロールの自動車税、軽自動車税、自動車重量税
6 その他経費	<ul style="list-style-type: none"> 必要最小限の市内交通費、市外への旅費 事業実施にかかる必要最小限の物品、食材費、材料費等も含む（まつりの模擬店やふれあい喫茶、高齢者食事サービス事業等） ※後に個人使用できる衣類等は補助の対象外 事業参加を促すための必要な物品、アンケートの謝礼品等 ※図書券、商品券等金券類は補助の対象外 草刈機・青色防犯パトロール等に係る燃料費 ポスター、パンフレット等の製作経費 会議資料等のコピー代 事業に直接関係のある電気・ガス・水道代 街路防犯灯に係る電気代 備品等の修繕料 青色防犯パトロールの点検・整備等の費用 郵送料、物品運送費等（通信運搬費） 会場借上げ経費等 車のレンタル料やその駐車場代 ※自家用車を対象としたレンタル料は補助の対象外 日本放送協会やケーブルテレビ等の受信料 事業参加者の傷害保険料等 事業に使用する建物の火災保険料等 青色防犯パトロールの自賠責保険、任意保険料 書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、5,000円未満の図書）等購入経費 事業に使用したユニフォーム等のクリーニング代 ※個人所有のユニフォーム等は補助の対象外 みこしや交通パレードによる道路使用許可印紙代 高齢者食事サービス事業の調理スタッフの検便費用 他団体と協働、共催で実施する事業の負担分 ※市から補助金・委託料を受けている事業への分担金や他団体等への単なる分担金は補助の対象外 研修会・講習会等の参加費 その他市長が認めるもの

※交際費、慶弔費、役員報酬にかかる経費は補助の対象外

(運営費補助金費目)

1 報酬	<ul style="list-style-type: none"> 事務員への報酬 ※大阪府の最低賃金を超える部分は補助の対象外 ※役員手当等、業務に直接関わりのないものは補助の対象外
2 報償費	<ul style="list-style-type: none"> 講習会などへの講師等の謝礼金 ※大阪市の「講師に係る謝礼金の取扱基準」を準用し、これを超える部分は補助の対象外
3 食糧費	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動協議会の運営にかかる会議用の飲み物代 ※食事代は補助の対象外 ※アルコール類、喫茶店の出前等は補助の対象外
4 委託料	<ul style="list-style-type: none"> 運営事務にかかる委託料。※全部に係る委託は除く
5 備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動協議会の運営に必要な電話機、パソコン・ロッカー等(50,000円以上) 地域活動協議会の運営に関連する書籍（雑誌、定期刊行物等を除く5,000円以上の図書）等購入経費
6 公課費	<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙代等
7 その他経費	<ul style="list-style-type: none"> 講習会などへの参加にかかる市内交通費、市外への旅費 地域活動協議会の運営に必要なコピー用紙・インク等消耗品費 ※構成団体や個人使用との共用は補助の対象外 地域内新聞等の製作経費 会議資料等のコピー代 事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等 備品等の修繕料（例 空調機、コピー機等） 電話代、郵便代、物品運送費等 インターネットのプロバイダー料 社会保険料、手数料 議事等に使用するための会場借上げ経費等 コピー機やFAXのリース料等 日本放送協会やケーブルテレビ等の受信料 地域活動協議会の運営に関連する書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、5,000円未満の図書）等購入経費 講習会等の参加会費 その他市長が認めるもの

別表2（第4条第2項関係）

(区長が指定する活動分野)

地域活動協議会名	指定する活動分野（第3条第1項より選択）
弘治地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
長橋地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
萩之茶屋地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
今宮ふれあい地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
橘地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
松之宮地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
梅南地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
玉出地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
岸里地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
千本地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
津守地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
南津守地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
北津守地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
山王地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
飛田地域活動協議会	(1)・(3)・(5)
天下茶屋地域活動協議会	(1)・(3)・(5)

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

団 体 名

及 び

代表者の氏名

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額	(総額) 金	円
内訳	(活動費) 金	円
	(運営費) 金	円

(2) 算出の基礎 別紙のとおり

2 補助事業等の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書（統括表）（別紙1）
- (2) 事業計画書（事業別）（別紙2）
- (3) 事業の収支予算書（事業別）（別紙3）
- (4) 当該年度事業計画書・同予算書
- (5) 前年度事業報告書・同決算書（ただし、形成の翌年度以降）
- (6) その他市長が必要と認める書類

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額	(総額) 金	円
内訳	(活動費) 金	円
	(運営費) 金	円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業者は、政治的行為を行ったと認められる活動や法令又は公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (2) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第11条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 交付決定金額内で事業の追加を行う場合には、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (7) 補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第15条に規定する実績報告をすること。
- (8) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱並びに大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱の規定を遵守すること。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大西成市 第 号

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けて申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

団 体 名

及 び

代表者の氏名

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて通知のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金の交付決定について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

団 体 名

及 び

代表者の氏名

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第 6 号)

大阪市指令西成市 第 号

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認決定通知書

令和 年 月 日付けて申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により通知します。

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

団体名

及 び

代表者の氏名

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

団 体 名

及 び

代表者の氏名

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事業追加承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり追加の承認を申請します。

(追加する事業)

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事業追加承認決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事業追加承認申請については、補助事業の追加を承認したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付綱第 11 条第 4 項の規定により通知します。

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更不承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 11 条第 5 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて交付決定した大阪市西成区「地域活動協議会」補助金について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

団 体 名

及 び

代表者の氏名

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の予定金額 (総 額) 金 円

内訳 (活動費) 金 円

(運営費) 金 円

2 補助金の精算

(1) 補助金の交付決定額 金 円

(2) 補助金の精算額 金 円

(3) 差引剰余額 金 円

(4) 補助事業の実績・効果

別紙のとおり

3 添付書類

(1) 事業実績報告書及び収支決算書 (統括表) (別紙 4)

(2) 事業実績報告書 (事業別) (別紙 5)

(3) 事業の収支報告書 (別紙 6)

(4) 事業の効果が検証できるもの (アンケートのまとめ等)

(5) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

人件費の場合は、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿

(6) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等

(様式第 14 号)

大西成市 第 号

令和 年 月 日

樣

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて交付決定した大阪市
西成区「地域活動協議会」補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

確定金額	(総額)	金	円
内訳	(活動費)	金	円
	(運営費)	金	円

大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

団 体 名

及 び
代表者の氏名

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金精算書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	(総 額) 金	円
	内訳	(活動費) 金	円
		(運営費) 金	円
	支出額	(総 額) 金	円
	内訳	(活動費) 金	円
		(運営費) 金	円
	差引剰余額	(総 額) 金	円

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会補助金」戻入通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて交付決定した大阪市西成区「地域活動協議会」補助金については、次のとおり戻入額を決定したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 17 条第 5 項の規定により通知します。

1、戻入金額 金 円

2、戻入期限 通知を受けた日から 20 日以内

3、戻入方法 納付書による

大阪市指令西成市 第 号

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令西成市第 号にて交付決定した大阪市西成区「地域活動協議会」補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

(別紙 1)

事業計画書及び収支予算書（総括表）

年度		地域活動協議会名	地域活動協議会
----	--	----------	---------

収 入 (単位：円)

項目		備考
大阪市補助金（活動費）		
大阪市補助金（運営費）		
その他（地域団体からの拠出金等）		
合 計		

支 出 (単位：円)

事業番号	事業名称	活動分野※	全体事業予算	うち補助対象経費	補助金額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
活動費小計					
運営費					
合 計					

※(1)防犯・防災 (2)子ども・青少年 (3)福祉・健康 (4)環境美化 (5)文化・スポーツ (1)・(3)・(5)の分野は区長が指定する活動分野

事業計画書（事業別）

年度	地域活動協議会名			地域活動協議会
分野	事業名称			
事業の目的				
日時				
実施場所				
内容詳細		<p>※参加者の内スタッフ人数 人</p> <p>※スタッフ弁当の支給 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り</p> <p>※事業収入の有無 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り</p>		
参加者見込み人数		人		
広報の方法 (複数選択可)		<input type="checkbox"/> ポスター、チラシ掲示 <input type="checkbox"/> 回覧 <input type="checkbox"/> HP、SNS等 <input type="checkbox"/> その他 ()		
効果検証の 実施予定	実施方法及び 検証内容 ・目標	実施方法		
		対象者		
		目標		
備考				

事業の収支予算書（事業別）

年度		地域活動協議会名	地域活動協議会
事業名			
事業の収支予算書（支出の部は事業実施に必要な全ての費用を記入してください）			
収入の部	項目	内 容（積算根拠等）	金 額（円）
	補助金	地域活動協議会補助金	
	自己資金（補助対象外）		
	合 計（事業費総額）		
支出の部			
		小計	
補助対象外経費			
	小計		
	合 計（事業費総額）		

(別紙4)
事業実績報告書及び収支決算書（総括表）

年度		地域活動協議会名	地域活動協議会		
収 入		(単位：円)			
項目		金 額		備考	
大阪市補助金（活動費）					
大阪市補助金（運営費）					
その他（地域団体からの拠出金等）					
合 計					
支 出		(単位：円)			
事業番号	事業名称	活動分野※	補助対象経費	補助対象外経費	合計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
活動費小計					
運営費					
合 計					

※(1)防犯・防災 (2)子ども・青少年 (3)福祉・健康 (4)環境美化 (5)文化・スポーツ (1)・(3)・(5)の分野は区長が指定する活動分野

事業実績報告書（事業別）

年度		地域活動協議会名	地域活動協議会
分野		事業名	
事業の目的			
日時			
実施場所			
内容詳細		※参加者の内スタッフ人数 人 ※スタッフ弁当の支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し ※事業収入の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
参加人数		人	
広報の方法 (複数選択可)		<input type="checkbox"/> ポスター、チラシ掲示 <input type="checkbox"/> 回覧 <input type="checkbox"/> HP、SNS等 <input type="checkbox"/> その他 ())	
効果検証の実施結果			
実施方法及び 検証内容・目標	実施方法		
	対象者		
	結果		
結果からわかった効果			
改善点や反省点 (あれば記載)			
添付資料		<input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 出勤簿※人件費の場合 <input type="checkbox"/> 活動報告書※人件費の場合 <input type="checkbox"/> その他 ()	

事業の収支報告書

年度		地域活動協議会名	地域活動協議会
分野		事業名称	
事業の収支について			
収入の部	項目	内 容 (内訳等)	金 額 (円)
	補助金	地域活動協議会補助金	
	自己資金（補助対象外）		
合 計 (事業費総額)			
支出の部	項目	内容 (内訳等)	領收書 No. 金 額 (円)
小計			
補助対象外経費			
小計			
合 計 (事業費総額)			